

医療法人医誠会都志見病院バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 医療法人医誠会都志見病院のウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、医療法人医誠会都志見病院広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブサイト 医療法人医誠会都志見病院が管理するトップページ（ホームページ）及びこれを構成するウェブページのことをいう。
- (2) バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）により院長に広告掲載を申し込むものとする。

(広告の規格、位置及び表現等に係る基準)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横186ピクセル
 - (2) 形式 GIF・JPEG（アニメーション可）
 - (3) データ容量 1MB以下
- 2 広告掲載のページ及び枠数は、原則として次のとおりとする。
- (1) 広告を掲載するページ 病院が管理するトップページ（ホームページ）上の一部
 - (2) 枠数 別に定める
- 3 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。
- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンやラジオボタン
 - (2) テキストボックス（入力できるように見えるもの）やプルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

- (3) アラートマーク
- (4) 医療法人医誠会都志見病院（以下「病院」という。）の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用（病院のウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するものなど）
- 4 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、背景と同色となる場合は、線で縁取らなければならない。
- 5 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（広告掲載希望者への通知）

第6条 院長は、要綱第6条第3項の選定結果について、申込みを行った広告掲載希望者に通知（第2号様式）する。

（広告の掲載期間）

- 第7条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位、3か月以上とし再掲載を妨げない。
- 2 1か月の単位は月初めの1日～末日までとする。
 - 3 広告掲載の開始月及び終了月は、院長が別に定める。

（広告の募集）

- 第8条 広告の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 2 広告の募集は、公募により行うものとする。

（業種又は事業者）

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 各種法令に違反しているもの
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年 法律第122号）第2条に該当するもの
 - (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年 法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当

するもの

- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (7) その他、法人資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - キ 消費者金融に係るもの
 - ク たばこに係るもの
 - ケ 民事再生法（平成11年 法律第225号）又は会社更生法（平成14年 法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

（掲載基準）

第10条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。
なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
 - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの、その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
 - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
 - イ 射幸心をあおる表示又は表現
 - ウ 誇大な表現を含むもの
 - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
 - オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - カ 他人名義の広告
 - キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- (11) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
 - イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- (12) その他病院資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 投機を著しくあおる表現のもの
 - オ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
 - カ 占い、運勢判断などに関するもの
 - キ 通貨及び郵便切手の複写の使用
 - ク 謝罪、釈明などのもの
 - ケ 尋ね人、養子縁組などのもの
 - コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告掲載の決定を受けた広告主は、部長等が別に指定する期日までに、広告原稿（バナー広告の画像データをいう。以下同じ。）を作成し、提出するものとする。この場合において、広告原稿の作成及び提出に係る経費は、広告主が負担する

ものとする。

- 2 部長等は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容及び表現並びにリンク先のウェブページの内容が、申込書に記載された事項に相違がなく、かつ、要綱等に適合していることを確認しなければならない。
- 3 部長等は、前項の規定による確認の結果、広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先のウェブページの内容等の変更を求めなければならない。広告掲載後においても同様とする。

(掲載基準の適用)

第12条 第10条に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができる認められる場合は、広告主に修正、削除等を求めることができる。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを病院に対して保証するものとする。
 - 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が病院の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 病院の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) その他広告掲載の取消しが必要であると院長が認めるとき。

(協議)

第15条 病院資産を媒体とする広告の実施に関し、要綱及び要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、院長及び広告主が協議するものとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟については、山口地方裁判所萩支部を第1審の裁判所とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。